

意見書案第 1 号

学校の業務量に見合った教職員配置と教員の処遇改善に向けた給  
特法の抜本的改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

提出者 長門市議会議員 綾 城 美 佳

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 田 村 大治郎

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会議長 南 野 信 郎 様

学校の業務量に見合った教職員配置と教員の処遇改善に向けた  
給特法の抜本的改正を求める意見書

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、学校教育に深刻な影響をもたらしている。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための定数のあり方の見直しが必要である。

また、教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、公立学校現場において常態化している教員の長時間労働を是正し、その抜本的な処遇改善を図るため「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正が必要である。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが求められている。

よって、長門市議会は、国及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正を行うこと。
- 2 超過勤務手当などの創設を含む、教員の処遇改善に向けた給特法の抜本的改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 27 日

長 門 市 議 会

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣]